

## ○ 委員長報告

9月定例本会議で報告されたえひめの豊かな海と漁業を育む水産振興条例審査特別委員長報告は、以下のとおりです。

令和6年9月定例会

### えひめの豊かな海と漁業を育む水産振興条例審査特別委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、議発第4号議案については原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、今議会で条例を提案する理由についてであります。

このことについて一部の委員から、この時期に条例を提案する理由及び条例に込めた思いと期待する効果はどうかとただしたのであります。

これに対し提案者から、本県は海面漁業の生産量・産出額ともに全国有数の水産県であり、水産業は、豊かな漁村文化を形成し、安全で安心な水産物を供給してきた。

一方、気候変動による漁場環境の変化や水産資源の減少、漁業者の高齢化や担い手不足、消費量の減退や魚価の低迷など、本県の水産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、加えて、県民の食や暮らしを守る上で、海洋環境に深刻な影響を及ぼす海洋ごみの削減が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本条例は、豊かな海を維持・継承し、持続可能な漁業を育みながら水産振興を図るため制定するもので、今後、オール愛媛で取り組みが進むことを期待している旨の答弁がありました。

第2点は、本県条例の特徴についてであります。

このことについて一部の委員から、本県の条例で、他県にはない特徴や特に打ち出した点は何かとただしたのであります。

これに対し提案者から、本県条例の独自性は大きく3点あり、第1点は、多様な海域を持つ本県では、それぞれ漁場や漁業形態が異なることから、県内画一的ではなく、湾や灘等の海域特性に応じて漁業振興策を講ずるよう規定したこと。第2点は、本県水産業の持続的な発展を図るため、環境分野の取り組みである栄養塩類の管理も含め、豊かな海づくりを推進することを独立した項目として規定したこと。第3点は、水産業のみならず、生態系や県民の食にも重大な影響をもたらす海洋ごみの削減を独立した項目として規定したことが挙げられる。

このほか、デジタル技術の導入や輸出促進、男女参画の推進など、本県独自の内容を随所に盛り込んだ旨の答弁がありました。

第3点は、海域の特性に応じた漁業振興についてであります。

このことについて一部の委員から、海域の特性に応じた漁業振興とは、具体的にどのようなものかとただしたのであります。

これに対し提案者から、本県の海域は、佐田岬半島を境に瀬戸内海と宇和海に大別され、瀬戸内海では、燧灘、伊予灘それぞれの海域特性を活かした多種多様な漁船漁業が営まれており、養殖業では、燧灘沿岸域のノリ養殖のほか、島しょ部のクルマエビやアワビの養殖が盛んである。宇和海は、まき網を中心とする漁船漁業が営まれ、リアス海岸を利用した魚類、真珠などの養殖業が高度に発達し、全国屈指の養殖生産地として知られている。

このように、本県は、海域によって漁場や漁業形態に多様な特性があることから、漁業振興施策についても、それぞれの海域の特性に応じ、多様な施策を展開していくことが重要と認識している旨の答弁がありました。

このほか、

- ・水産振興条例に環境施策の要素を盛り込んだ理由
  - ・本条例へのブルーカーボン関係施策の反映
  - ・先行県調査及び関係団体からの意見の条例への反映状況
  - ・女性の役割を適正評価する気運の醸成に係る規定の趣旨
- などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。